

令和6年9月30日

令和6年第3回神奈川県議会定例会

# 総務政策常任委員会資料

(令和6年9月26日付託分)

政 策 局

目 次

ページ

1	令和6年第3回神奈川県議会定例会（9月9日・9月26日提案分）提出議案件数調	1
	(1) 予算	1
	(2) 条例その他	1
2	令和6年度9月補正予算会計別集計表	1
	(1) 令和6年度神奈川県一般会計9月補正予算局別財源調書	2
	(2) 令和6年度神奈川県特別会計9月補正予算会計別財源調書	2
3	令和6年度一般会計9月補正予算繰越明許費について【政策局関係】	3
4	地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例の概要	4

参考資料 総務政策常任委員会資料 附属資料 政策局

1 令和6年第3回神奈川県議会定例会（9月9日・9月26日提案分）提出  
議案件数調

(1) 予 算

区 分	件 数
一 般 会 計	1
特 別 会 計	1
企 業 会 計	—
合 計	2

(2) 条例その他

区 分	件 数		
	その1	その2	計
条 例 の 制 定	1	—	1
条 例 の 改 正	8	—	8
工 事 請 負 契 約 の 締 結	2	—	2
動 産 の 取 得	1	—	1
指 定 管 理 者 の 指 定	1	—	1
決 算 の 認 定 (公営企業及び流域下水道事業決算)	1	—	1
決 算 の 認 定 (一般会計及び特別会計決算)	—	1	1
合 計	14	1	15

2 令和6年度9月補正予算会計別集計表

(単位 千円)

会 計 別	前回までの累計額	今回補正額	合 計 額
一 般 会 計	2,116,738,740	164,103	2,116,902,843
特 別 会 計	2,246,937,608	200,000	2,247,137,608
企 業 会 計	160,320,680	—	160,320,680
合 計	4,523,997,028	364,103	4,524,361,131

(参考) 前年度(令和5年度)の状況

(単位 千円)

会 計 別	前回までの累計額	9月補正額	合 計 額
一 般 会 計	2,283,371,121	11,661,161	2,295,032,282
特 別 会 計	2,256,178,763	—	2,256,178,763
企 業 会 計	163,885,463	—	163,885,463
合 計	4,703,435,347	11,661,161	4,715,096,508

## (1) 令和6年度神奈川県一般会計9月補正予算局別財源調書

(単位 千円)

局 別	予 算 額	財 源 内 訳									備 考	
		国 庫 支出金	分担金 及び 負担金	使用料 及び 手数料	財 産 収 入	寄附金	繰入金	諸収入	県 債	一 般 財 源		
総 務 局	33,000										33,000	
環境農政局	4,000										4,000	
福祉子ども みらい局	27,103	34,649						△ 28,000			20,454	
産業労働局	100,000										100,000	
合 計	164,103	34,649						△ 28,000			157,454	繰越金 157,454

## (2) 令和6年度神奈川県特別会計9月補正予算会計別財源調書

(単位 千円)

会 計 名	予 算 額	財 源 内 訳									備 考	
		国 庫 支出金	分担金 及び 負担金	使用料 及び 手数料	財 産 収 入	繰入金	事 業 収 入	諸収入	県 債	繰 越 金		
中小企業 資金会計	200,000					100,000			100,000			
合 計	200,000					100,000			100,000			

【議案（予算） 定県第83号議案】

3 令和6年度一般会計9月補正予算繰越明許費について【政策局関係】

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費			213,629
	1 政策費		213,629
		ヘルスケア・ニューフロンティア推進事業費	213,629
政策局計			213,629

4 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定等するため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人として、1法人を新たに加え、2法人の控除対象期間を更新するほか、指定取消の申出があった1法人を削除するなど、所要の規定の整備を行う。（別表関係）

(3) 施行期日

令和6年11月1日。ただし、控除対象期間の更新以外については、公布の日。